

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

「第1節 干潟・浅海域」

【基本計画案 第2章第1節】

かつて江戸川河口の広大な干潟の一部であった三番瀬は、埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。さらに、地盤高の低下により干潟の浅海域化が進みました。また、三番瀬への河川等からの淡水や地下水の流入が減り、汽水的環境の場が減少しました。こうして多様であった三番瀬の自然環境の単調化による悪化が進みました。

このことから、三番瀬の環境調査を継続して環境変化を監視しつつ、戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に近づけるため、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させ、さらに環境の多様化を進めることにより、多様な生物が生息し、青潮の発生等による環境の急変からの回復力の強い干潟・浅海域を取り戻し、水質の浄化作用等の諸機能の強化を図ることが重要です。

そのため、三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境を創出し、海と陸との自然のつながる場所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します。

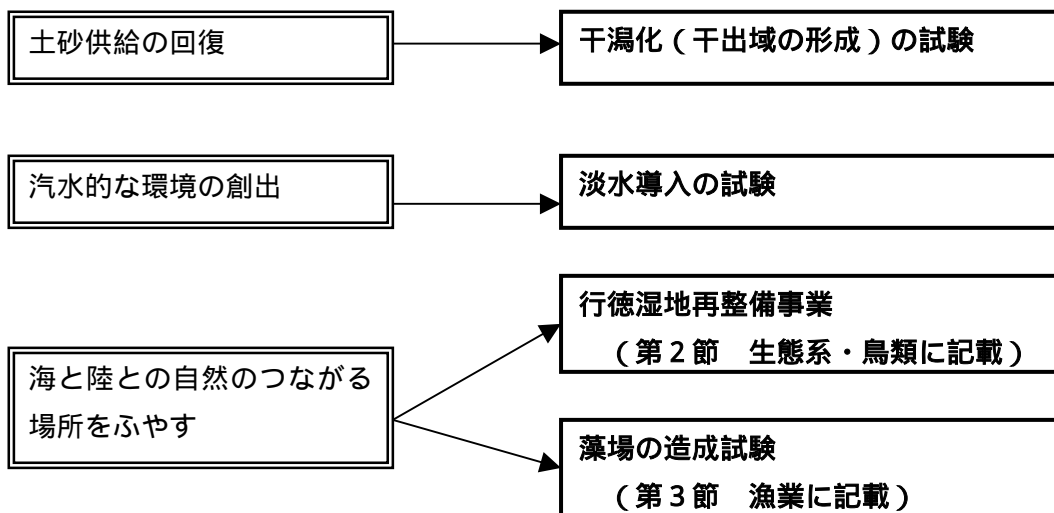
【第1次事業計画の目標】

三番瀬の多様な自然環境を取り戻すためには、土砂供給の回復や汽水的な環境の創出等、干潟・浅海域の再生を図ることが重要です。

このため、干潟化に関する試験や淡水導入に関する試験を、必要な調査を行い検討した上でモニタリングをしながら順応的管理により取り組んでいきます。

また、海と陸との自然のつながる場所をふやすため、行徳湿地の再整備や漁業者等との連携による藻場の造成試験を行います。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 干潟化（干出域の形成）の試験</p> <p>（中期的事業）</p>	<p>5か年の目標：干潟化試験の実施</p> <p>三番瀬では埋立てによる干潟の減少や地盤高の低下による干潟の浅海域化が進みました。</p> <p>また、三番瀬への土砂の流入と流出のバランスが全体的に崩れているものと推測されることから、緩慢な土砂供給を人為的に行う等して、干出域の形成に取り組むことが重要です。</p> <p>このため、干潟再生に関する事例の収集や現況の把握、課題の整理を行い、目指す環境、試験場所や規模、工法・安定性等を検討します。</p> <p>これらの検討を踏まえ、三番瀬の生態系等への事前の影響予測を行い、干潟化の試験を小規模に実施し、モニタリングをしながら「順応的管理」により取り組んでいきます。</p>
<p>2 淡水導入の試験</p> <p>（中期的事業）</p>	<p>5か年の目標：淡水導入試験の実施</p> <p>三番瀬における環境の単調化の原因のひとつとして、河川等からの淡水や地下水の流入が減り、汽水的环境の場が減少したことが考えられます。</p> <p>このため、三番瀬への淡水導入について試験を実施する場合の事例の収集や現況の把握、課題の整理を行い、目指す環境、淡水の導入場所・規模、水源の確保、工法等について検討します。</p> <p>これらの検討を踏まえ、汽水域の創出効果や三番瀬の生態系、漁業等への事前の影響予測を行い、淡水導入の試験を小規模に実施し、モニタリングをしながら「順応的管理」により取り組んでいきます。</p>

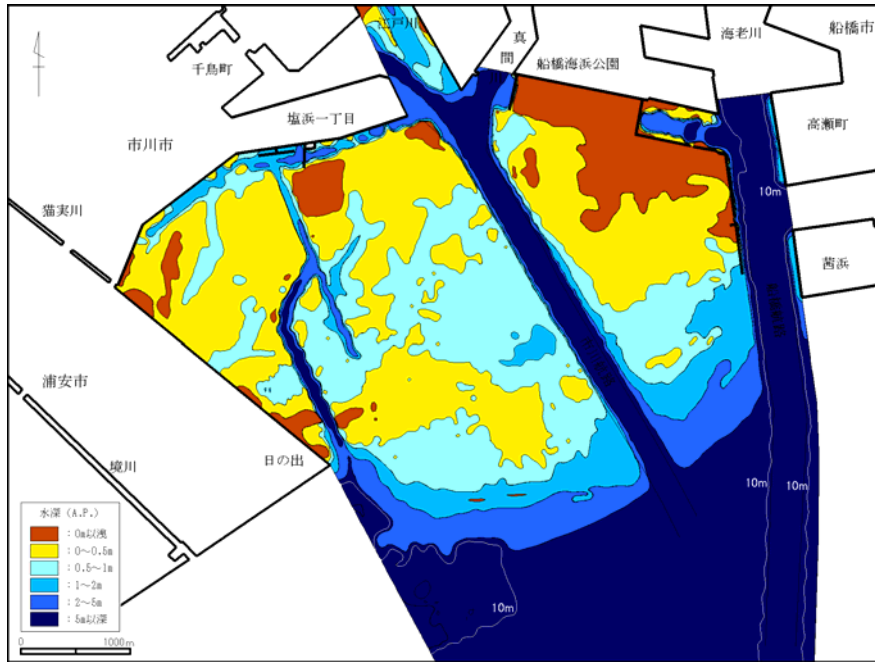


図 2 - 1 - 1 三番瀬周辺の地形 (H14年度測量)

「第2節 生態系・鳥類」

【基本計画案第2章第2節】

現在の三番瀬は、埋立てによる海域面積の減少と河川とのつながりの弱まり、後背湿地の消失、地盤高の低下等による浅海域化、周辺部の都市化等、多くの急激な変化により干潟環境の多くが失われました。このため、干潟環境に依存して生息する水鳥類、魚類、底生生物や水生植物の中には姿を消したものがあります。また、種類数の減少以外にも、個体数の減少又は一部の増加傾向等、生息状況が大きく変わったものもあり、生態系も変化しています。

それでもなお、三番瀬には多様な自然環境が存在し、水鳥をはじめとする多くの生物が生息しています。

このことから、多様な環境を保全するとともに、健全で豊かな生態系の回復や、干潟に特有な生物種の復活を図り、生物多様性を高め、様々な生物種が安定して生息できるようにすることが重要です。

そのため、現在残る干潟的環境を保全し、さらに多様な環境の復元を目指すとともに、行徳湿地や河川等と三番瀬の連続したつながりの回復を目指します。

【第1次事業計画の目標】

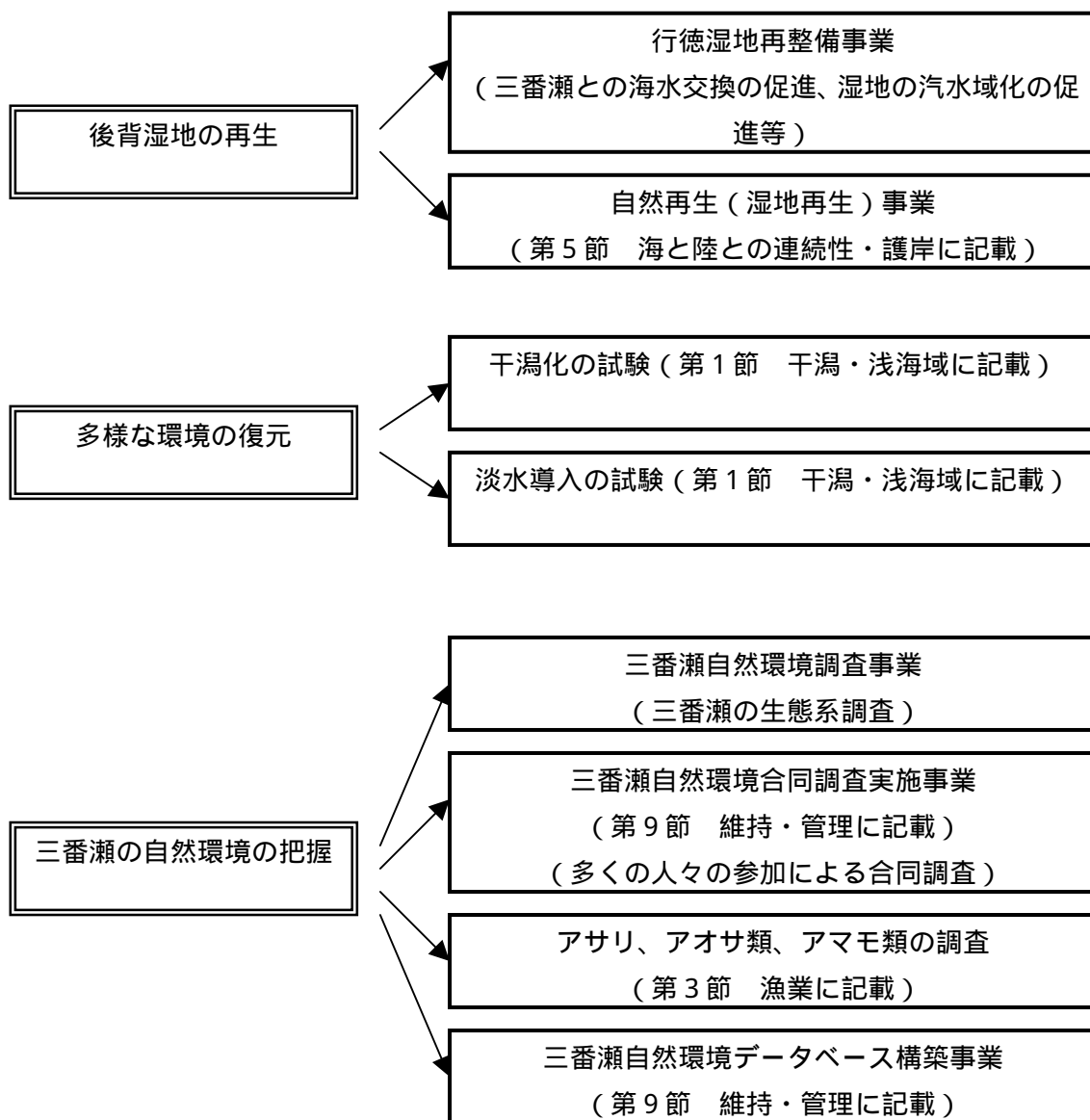
健全で豊かな生態系の回復や生物多様性を高めるためには、三番瀬に残る干潟的環境を保全しつつ、後背湿地の再生や多様な環境の復元等を図ることが重要です。

このため、行徳湿地を三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所と位置づけ、海水交換を促進するとともに、湿地の汽水域化等を促進します。

また、多様な環境の復元を目指すため、干潟化の試験や淡水導入の試験に取り組めます。

そして、三番瀬の中長期的な自然環境の変動を把握するため、三番瀬の生物とそれを取り巻く環境に関する定期的な調査等を継続して実施します。

【施策の体系図】



計画事業

事業名	事業内容
<p>1 行徳湿地再整備事業 （三番瀬との海水交換の促進、湿地の汽水域化の促進等）</p> <p>（緊急・早期着手事業）</p>	<p>5か年の目標：三番瀬との海水交換、淡水導入促進施設の検討及び着工</p> <p><施設の整備> 行徳湿地は三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所としての役割を發揮することが期待されています。 このため、三番瀬との海水交換を促進し、干出域の拡大や貧酸素水域の解消を図る水門等の施設、湿地の汽水域化を促進する淡水導入施設等の整備を行います。 これにより、汽水域としての湿地環境の安定化、三番瀬の後背湿地としての機能發揮が期待されます。</p> <p><モニタリング調査、順応的管理> 事業は、湿地環境への影響評価のための継続的調査を実施しつつ、学識経験者、NPO、市川市、県関係機関等による検討組織で慎重な検討を重ねながら進めます。 また、施設整備と並行して、市川市、NPO等関係者との協働により、湿地環境の悪化防止のための維持管理等を継続して実施します。</p>

<p>2 三番瀬自然環境調査事業 (三番瀬の生態系調査)</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：三番瀬の自然環境の把握</p> <p>三番瀬の生態系については、中長期の変動を含めた自然環境の把握が必要です。</p> <p>このため、生物とそれを取り巻く環境に関する定期的な調査を、次のとおり継続して実施します。</p> <p>(1)地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深淺測量 <p>(2)環境条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質、底質調査 <p>(3)生物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 底生生物、魚類、中層大型底生生物 ・ 藻類、付着生物調査 ・ 鳥類調査 <p>得られた調査結果をもとに、自然環境の変動等を評価するとともに、順応的な管理による再生事業の実施に役立てます。</p>
---	---



図 2 - 2 - 1 行徳湿地位置図

「第3節 漁業」

【基本計画案 第2章第3節】

三番瀬とその周辺海域は、多くの魚類や貝類等の産卵、生育の場として、東京湾全域の漁業にとって重要な役割を果たしています。

そして、三番瀬における漁業は、首都圏をはじめとする消費者に新鮮な水産物を供給するとともに、地場産業として地域の経済と社会に大きな役割を果たしています。また、ノリやアサリ等の生産により、海域に流入した窒素・リンの回収を通じて水質浄化に寄与するとともに、貝類漁業において海底を耕うんすることにより底質の維持改善に貢献してきました。

しかし、その漁場環境は、埋立てに伴う海域の減少等により大きく変わり、多くの漁業資源が消滅、減少し、多くの漁法も消えていきました。基幹漁業であるノリ養殖業やアサリ漁業も不安定な生産を強いられ、漁業後継者不足に関しても課題となっています。また、ノリやアサリ等の生産の不振は三番瀬の持つ水質浄化機能の低下を招くことが懸念されます。

このことから、多様な水生生物が安定して生息する生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生を図り、安定した生産と収入が得られ、若年層が将来に希望を持って漁業を引き継ぐことができるようにすることが重要です。

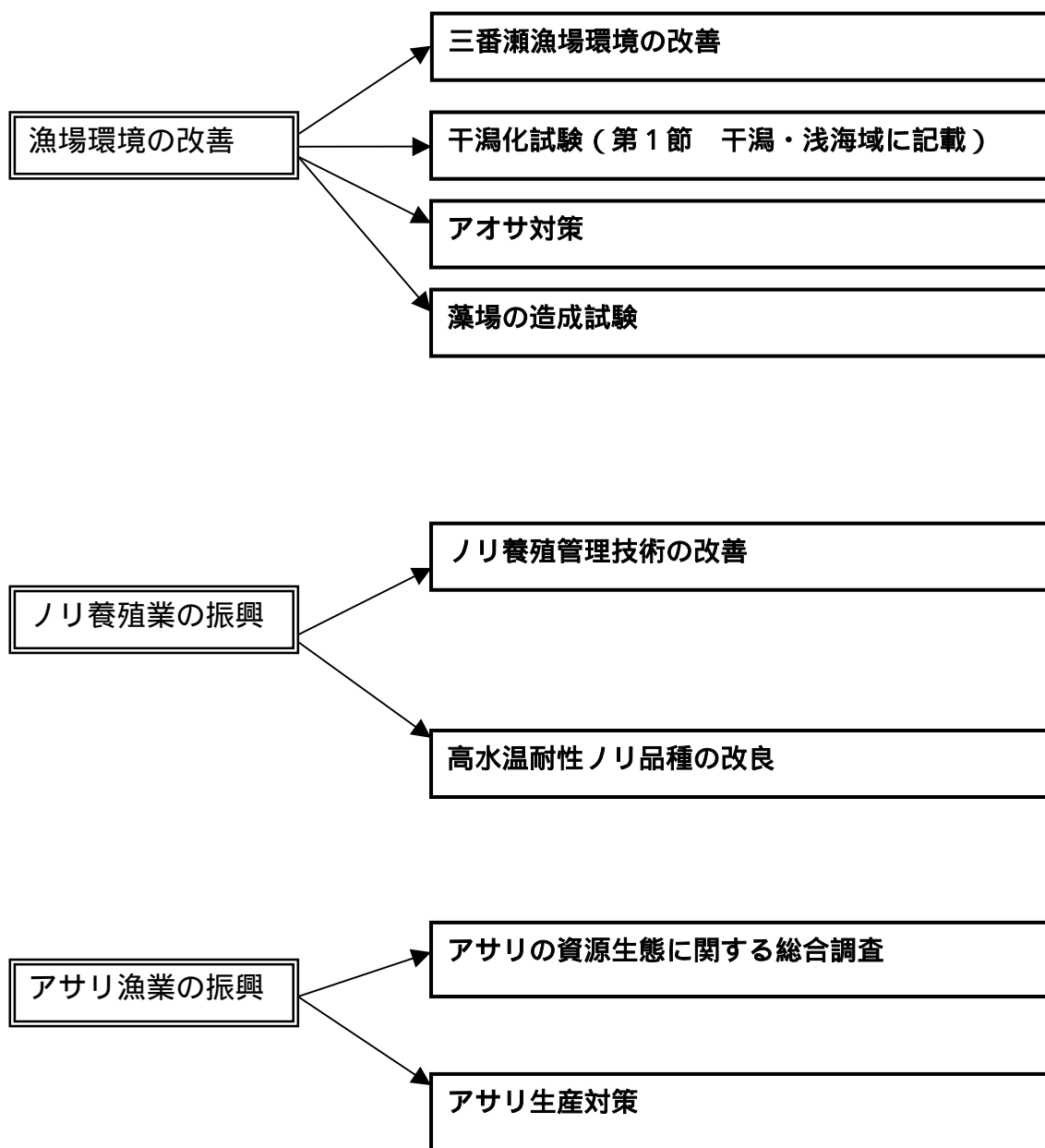
そのため、漁場環境の改善、安定したノリ養殖業やアサリ漁業に向けた研究の推進、漁業基盤の整備、漁業者と消費者を結ぶ「*^{ちさんちしょう}千産千消」の推進等に取り組み漁業の振興を目指します。

【第1次事業計画の目標】

安定した生産と収入が得られる三番瀬の漁業を実現するためには、漁場の生産力の回復を図ることが重要です。

このため、漁業生産の安定に向けて、流れづくり等の検討やアオサ対策、藻場の造成試験等の漁場環境の改善に取り組むとともに、ノリ、アサリに関する調査・研究等を進め、三番瀬の漁業を振興します。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 三番瀬漁場環境の改善</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>5 か年の目標：漁場環境改善の推進</p> <p>三番瀬の漁場環境は、埋立てに伴う海域の減少や流れの停滞、大雨時の江戸川放水路からの出水等により、不安定な状況にあり、漁場としての生産力が低下しています。</p> <p>このため、より良い漁場への再生に向けて漁業者の経験的知見や、これまでの調査で蓄積された科学的知見をもとに、漁場環境特性と漁業生産状況を整理した『漁場特性マップ』を作成し、流れづくり等、漁場再生手法の具体的検討を行います。その結果を踏まえ、総合的な評価のもと、効果的な三番瀬の漁場環境の改善につながる事業に取り組みます。</p>
<p>2 アオサ対策</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5 か年の目標：漁業者との連携によるアオサの発生状況に応じた回収・処理方法の確立</p> <p>大量に発生したアオサは、堆積・腐敗して、三番瀬の漁場環境に悪影響を及ぼすことから、アオサを効率的に回収し処理する方法を早急に確立する必要があります。</p> <p>このため、漁業者と連携してアオサの発生量を継続的に把握するとともに、自走式潜水吸引トラクターによる回収の実用化を進めます。</p> <p>また、アオサ対策に関する事例収集等を行い、有効利用を含めた処理方法の確立を目指します。</p>

<p>3 藻場の造成試験</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>5か年の目標：漁業者等との連携によるアマモ場づくり</p> <p>これまでの藻場造成調査の結果から、現在の三番瀬ではアマモの越夏は困難と推定されますが、一部の海域ではアマモの生育に適した箇所も確認されました。</p> <p>このため、それらの海域において、漁業者等と連携して、モニタリング調査を行いながら藻場造成を試行します。</p> <p>併せて、造成箇所において魚介類の産卵状況や稚魚の生息状況等の調査を行い、藻場の持つ機能について評価検証を行います。</p>
<p>4 ノリ養殖管理技術の改善</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：三番瀬の漁場環境に対応した適切なノリ養殖管理技術の確立</p> <p>三番瀬におけるノリ養殖は、漁場環境が不安定で、疾病による生産阻害が著しい等、厳しい生産状況に置かれています。</p> <p>このため、現場での巡回・技術指導等を継続して、漁場の変化を的確に把握し、漁場特性に対応した漁場行使やノリ網の管理等、ノリ養殖管理技術の確立を漁業者と連携して進めます。</p>
<p>5 高水温耐性ノリ品種の改良</p>	<p>5か年の目標：漁業者との連携による高水温耐性ノリの開発</p> <p>近年、海水温の上昇により、三番瀬をはじめとする東京湾のノリの主要産地では、ノリ養殖の開始時期が遅れ、年内の生産枚数の減少や、ノリの品質低下により、漁家経営が大きな打撃を受けています。</p> <p>このため、漁業者と連携し、高水温下での養殖を可能とする新しいノリ養殖品種を品種改良により作出し、品質の向上と市場価値の高い</p>

(緊急・早期着手事業)	年内生産量の増加を図ります。
<p>6 アサリの資源生態に関する総合調査</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：アサリ浮遊幼生の生態及びアサリ資源の変動要因の解明</p> <p>三番瀬をはじめとする東京湾のアサリ資源の維持・増大を図り、持続的に利用するためには、アサリの初期生態と資源量の変動を継続的に調査し、把握する必要があります。</p> <p>このため、定期的なサンプリング調査等により、アサリの浮遊幼生や着底稚貝の発生量を把握するとともに、漁業者と共同でアサリの資源分布、肥満度等の調査を継続します。</p>
<p>7 アサリ生産対策</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：アサリの冬季減耗対策、稚貝対策及び秩序ある漁場利用の確立</p> <p>三番瀬ではアサリ資源の減少傾向が続いており、早急な資源の維持・増大策の実行が求められています。</p> <p>このため、アサリ資源の減少防止対策のひとつとして考えられる冬季の波浪抑制技術の導入について、これまで行ってきた調査データの解析結果をもとに、順応的管理による具体的事業の展開を目指すとともに、アサリ稚貝を傷めず効率よく回収し、適地に移植する方法の開発を進め、漁場生産力の利用・活用に努めます。</p> <p>また、一部の海域では密漁によるアサリ資源への影響が懸念されることから、漁業者による適切な漁場管理を支援する等、秩序ある漁場利用を図ります。</p>

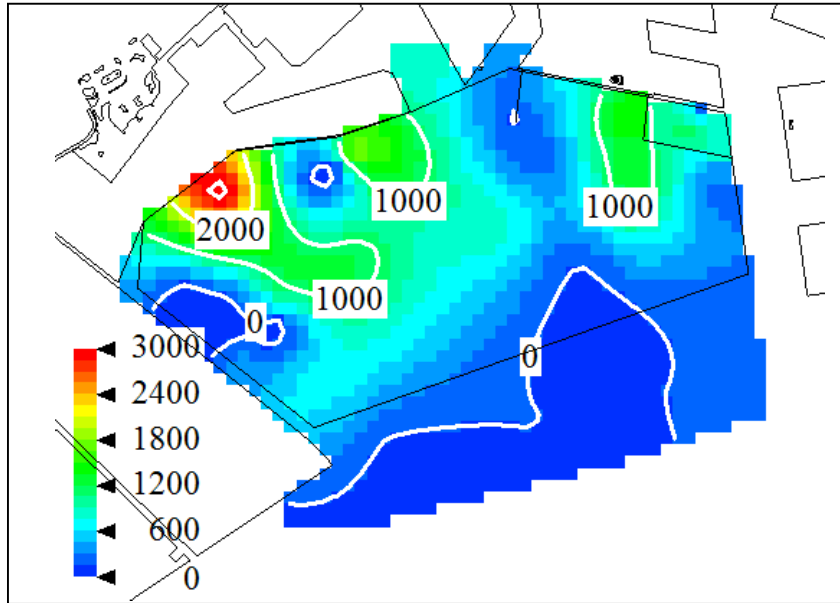


図 2 - 3 - 1 三番瀬におけるアオサの分布状況
 (平成 17 年 10 月 ~ 12 月) 単位 : 湿重量 g/m²

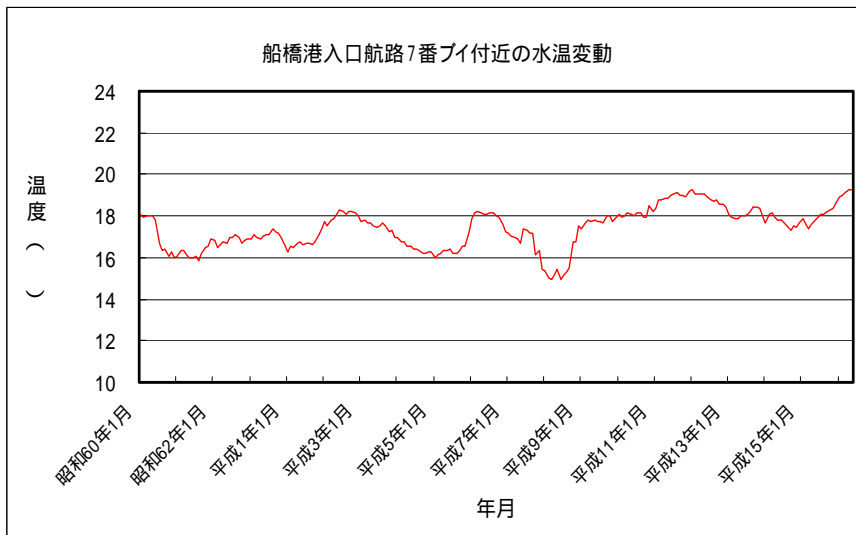


図 2 - 3 - 2 三番瀬における水温の経年変化

「第4節 水・底質環境」

【基本計画案第2章第4節】

現在の三番瀬は、臨海部の埋立て等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立てや小河川の排水路化等によって三番瀬への淡水や土砂の流入量が減少したことにより、かつての干潟的環境と生物多様性が失われ、環境変化に対する回復力が大きく低下しています。

また、生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地の存在、あるいは経済活動を支える上で必要な航路の存在は、三番瀬の生物に悪影響を与える青潮の発生や浸入を促しています。

このことから、海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進め、生物多様性の回復及び環境の回復力の確保を図ることが重要です。

そのため、淡水や土砂の流入を通して、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大、多様な底質環境の形成について検討するとともに、水質汚濁の原因の調査や監視を行いながら、流入河川の有機物質、りん及び窒素等の負荷量の削減を目指します。

【第1次事業計画の目標】

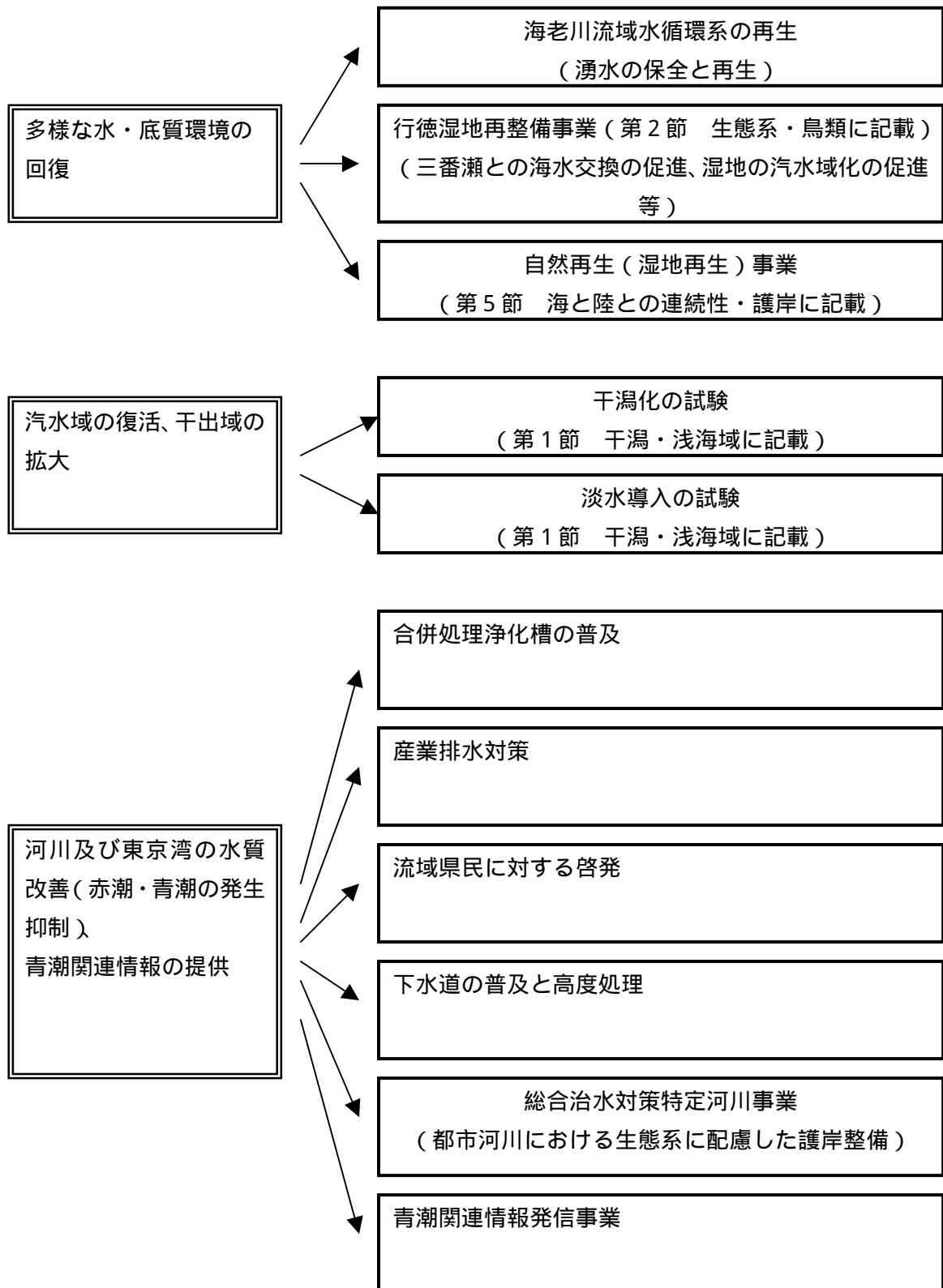
生物多様性を回復し、環境の回復力を確保するためには、多様な水・底質環境の回復や流入河川及び東京湾の水質改善などを進めることが重要です。

このため、行徳湿地と三番瀬との海水交換の促進等を実施するとともに、湿地再生に向けた調査などに取り組みます。

また、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大を図るため、干潟化の試験や淡水導入の試験を実施します。

そして、河川及び東京湾の水質改善や赤潮・青潮の発生抑制を図るため、生活排水対策や産業排水対策等を実施し、流入する汚濁負荷量を削減するとともに、水質汚濁の監視や青潮に関する情報提供を継続して実施します。

【施策の体系図】



計画事業

事業名	事業内容
<p>1 海老川流域水循環系の再生(湧水の保全と再生)</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標:海老川流域の湧水の保全と再生のため、雨水浸透対策を促進</p> <p>海老川流域では急激な都市化の進展により、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系の変化などの問題が発生しているため、三番瀬に流入する海老川の健全な水循環系の再生を図る必要があります。</p> <p>この海老川流域の清らかで豊かな流れを創出するため、雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレットの配布や建築・排水確認申請時における官民一体となった設置指導を行い、流域住民の啓発に努め、雨水浸透対策の促進を図ります。</p>
<p>2 河川及び東京湾へ流入するCOD、窒素、りんの負荷量の削減</p>	<p>5か年の目標:水質汚濁防止法に基づき、国が定める総量削減基本方針に従い策定した東京湾総量削減計画により、生活排水や産業排水対策等を実施し、流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素、りんの負荷量を削減します。</p>
<p>2 - (1) 合併処理浄化槽の普及</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>生活排水等からの汚濁負荷量を削減するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び窒素、りんを処理する高度処理型浄化槽の普及促進等を図る必要があります。</p> <p>このため、合併処理浄化槽や高度処理型浄化槽の普及促進等に重点を置き、市町村への設置補助・転換補助を実施します。</p> <p>特に、東京湾流域では、高度処理型浄化槽設置者に通常型の合併処理浄化槽より高額な補助を実施する市町村に対しては、高い補助基準額を設定し、市町村に補助金を交付します。</p>

<p>2 - (2) 産業排水対策</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>東京湾総量削減計画に基づく水質総量規制等により、産業排水からの汚濁負荷量を削減する必要があります。</p> <p>この水質総量規制により、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、事業場への立入検査等により規制基準の遵守状況を把握し、必要に応じて処理施設の改善、設置等の指導を行います。</p>
<p>2 - (3) 流域県民に対する啓発</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>河川及び東京湾の水質改善について、広く流域の住民や飲食店等の小規模事業者を対象として啓発活動を行い、生活排水及び事業系排水に係る対策の自主的な取り組みの普及促進を図る必要があります。</p> <p>このため、リーフレット、ホームページ等の媒体を用いて広報・啓発活動を行います。</p>
<p>3 江戸川左岸流域下水道事業 (下水道の普及と高度処理)</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5 か年の目標：江戸川左岸流域下水道の処理人口普及率のさらなる向上</p> <p>河川及び東京湾へ流入する生活排水等の汚濁負荷量を削減するため、下水道の整備、普及により、未処理の生活排水等が三番瀬を含む東京湾に流入することを防ぐとともに、流域下水道終末処理場施設からの放流水質の更なる向上等を図る必要があります。</p> <p>このため、関連市町村の実施する公共下水道事業と連携して、流域下水道施設を整備します。</p> <p>また、浄化した処理水は旧江戸川に放流し、水処理施設は高度処理に対応したものを建設します。</p>

<p>4 総合治水対策特定河川事業 (都市河川における生態系に配慮した護岸整備)</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：利根川水系国分川 多自然型護岸整備 (市川市堀之内地先、松戸市大橋地先)</p> <p>河川は、生物の貴重な生息・生育の場となることから、生態系に配慮し、水質浄化にも寄与する川づくりが必要となっています。</p> <p>このため、良好な河川環境の整備を目的に、水際や流れに変化をもたせることや、護岸を緩やかにするなどの多自然型の整備を行います。</p>
<p>5 青潮関連情報発信事業</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：青潮発生の原因でもある貧酸素水塊分布状況の情報発信</p> <p>春から秋に東京湾の海底に発生する「貧酸素水塊」は、三番瀬の水生生物の生息に大きな影響を与えることから、三番瀬の再生を検討するうえで最新の海域環境の情報を把握し、共有する必要があります。</p> <p>このため、漁業者と県の共同により、週に一度、海洋観測を実施し、その結果をインターネットで情報発信するとともに、海洋観測日以外の状況を6時間毎にコンピュータのシミュレーションにより予測し、インターネットにより情報発信します。</p>

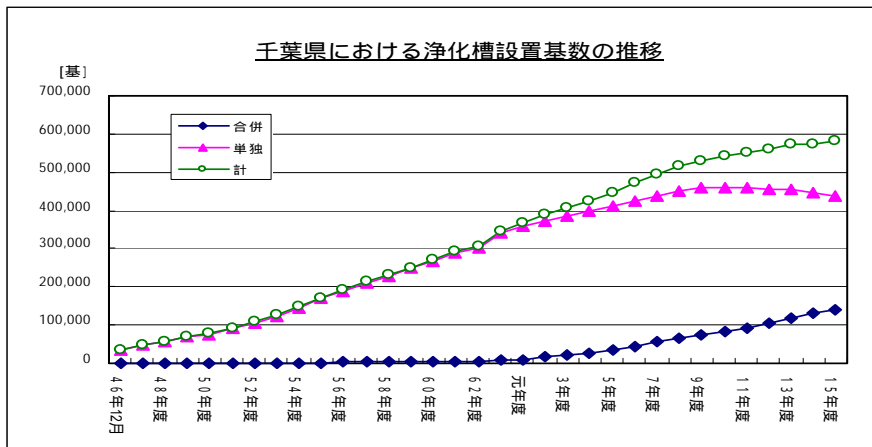


図 2 - 4 - 1 千葉県における浄化槽設置基数の推移

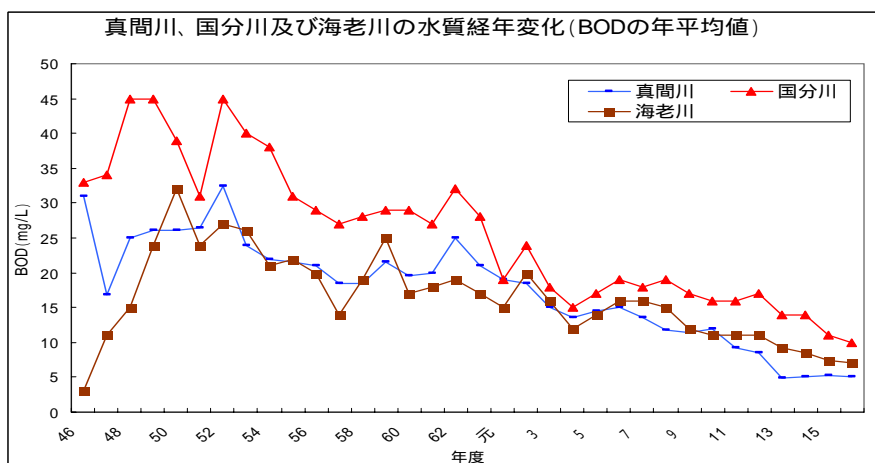


図 2 - 4 - 2 三番瀬流域の水質の経年変化

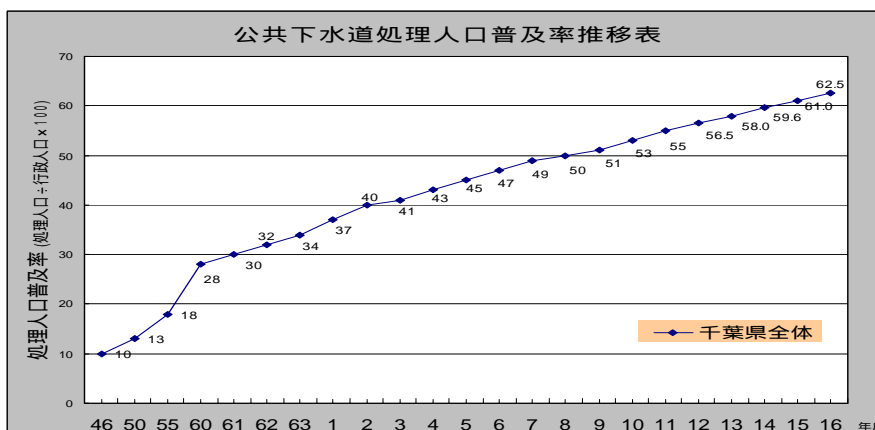


図 2 - 4 - 3 公共下水道処理人口普及率の推移

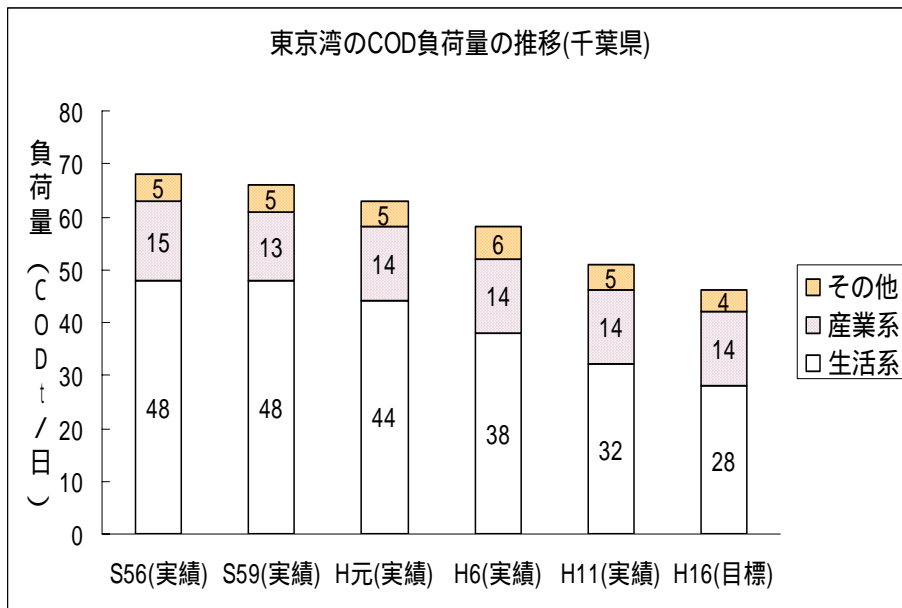


図 2 - 4 - 4 東京湾に流入する汚濁負荷量の経年変化(千葉県)

「第5節 海と陸との連続性・護岸」

【基本計画案第2章第5節】

現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。また、直立護岸の一部には、鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下が認められます。

このことから、海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことが重要です。また、安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です。

そのため、安全性が保たれていない護岸については、安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進めるとともに、護岸の海側及び陸側における自然再生への取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指します。

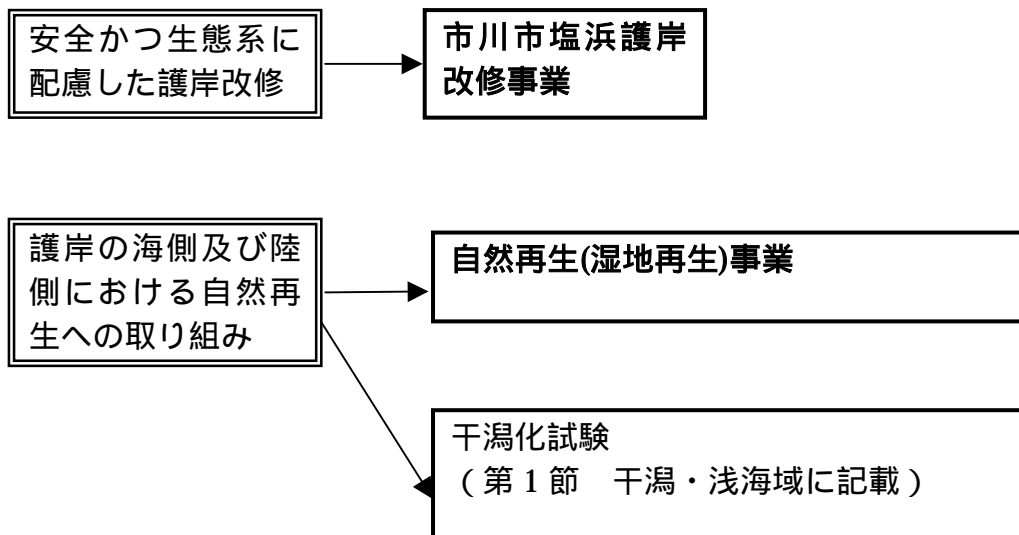
【第1次事業計画の目標】

海と陸との連続性の回復を図るためには、自然なつながりを取り戻した護岸の整備等が重要です。

このため、塩浜2丁目において安全性の確保と自然な連続性や生態系に配慮した護岸の改修を、モニタリングと順応的管理により、より良い工夫を施しながら進めていきます。

また、海と陸との連続性の回復や人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元など護岸の海側及び陸側における自然再生の実現を図るため、調査に取り組みます。

【施策の体系図】



計画事業

事業名	事業内容
<p>1 市川市塩浜 護岸改修事業</p> <p>(緊急・早期着手 事業)</p>	<p>全体事業量(長期目標): L = 1700m(塩浜2丁目、3丁目地先) 5か年整備目標 : L = 約 900m(塩浜2丁目地先)</p> <p><護岸の整備> 海岸保全区域に指定した塩浜2丁目、3丁目地先の護岸については安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、生態系にも配慮した、高潮防護の護岸改修を進めます。 当面、老朽化が著しい2丁目地先のうち、約900m間を先行させ、平成22年度ごろの完成を目指します。 なお、残る区間については、5か年整備目標区間の完成後、遅滞なく着手するよう努めます。</p> <p><モニタリング調査> 護岸改修と並行し、生物等のモニタリング調査を実施し、護岸改修に伴う自然環境への影響を評価します。</p> <p><順応的管理> モニタリング調査結果・他の事例など様々な情報を基に、護岸構造を評価・再検討し、より良い工夫を施して行くこととした「順応的管理」により実施します。</p>
<p>2 自然再生(湿地再生)事業</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>5か年の目標 : 自然再生(湿地再生)に向けた調査の実施</p> <p>現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。 海と陸との自然な連続性の回復や人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元など自然再生の実現を図るため、自然再生の事例収集、課題整理、目指す環境等の検討を地元市や関係機関と協議しながら進めます。 検討結果を踏まえて、市川市塩浜護岸部において規模・構造・再生可能な湿地の環境や管理方法等を検討し、関係機関や関連する事業と調整を図りながら、自然再生の実現に向けた調査に取り組みます。</p>



図 2 - 5 - 1 市川市塩浜護岸位置図

「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」

【基本計画案第2章第6節】

三番瀬の後背地には、直立護岸や高架鉄道等により海と街が切り離されている区域が広くあります。一方、地元市においては、まちづくりの主体として、三番瀬を活かしたまちづくりに向けた方針や構想、計画を定める等の取組を進めています。

このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・連携して、景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、

- 1 浦安側では、日の出地区にある貴重な干出域を活かし、自然環境と住環境が共存するまちづくり
 - 2 市川側では、三番瀬、市川塩浜駅周辺、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を持った海と水に親しめるまちづくり
 - 3 船橋側では、ふなばし三番瀬海浜公園を活かした人と自然が共生するまちづくり
 - 4 習志野側では、ラムサール条約湿地である谷津干潟を三番瀬との関連の湿地と位置付け、都市と自然が共生したまちづくり
- 等を促進し、三番瀬の再生・保全に配慮しつつ、三番瀬を活かしたまちづくりを目指します。

「第7節 海や浜辺の利用」

【基本計画第2章第7節】

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、安全に利用できるような取組を進めるとともに、生態系の保全や漁業への配慮を行うことが重要です。

そのため、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における三番瀬を保全する文化の発展を目指します。

【第1次事業計画の目標】

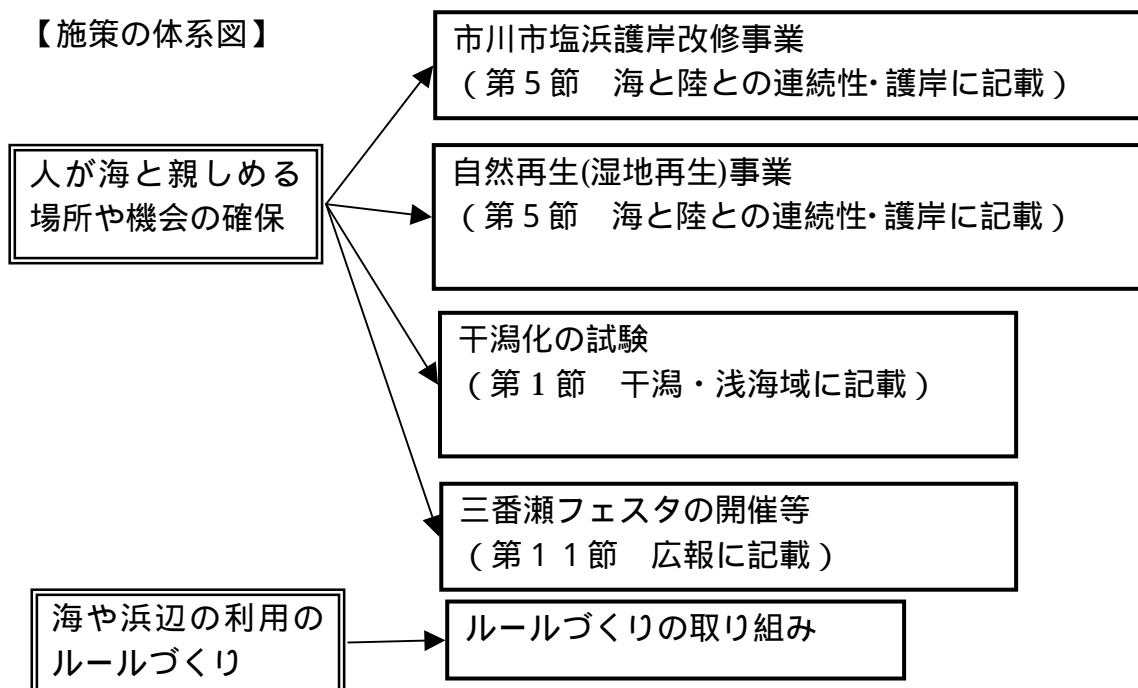
三番瀬をふるさとの海として実感できるようにするためには、人が海と親しめる場所や機会の確保を図るとともに、利用についてのルールづくりを進めることが重要です。

このため、塩浜2丁目護岸の改修事業を進めるにあたり、人が海と親しめる構造等も含め順応的管理により、より良い工夫を施していきます。

また、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元など自然再生の実現を図るため、調査に取り組みます。

生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用について、住民参加のもとでルールづくりに取り組んでいきます。

【施策の体系図】



計画事業

事業名	事業内容
<p>ルールづくりの 取り組み</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>5か年の目標：海や浜辺の利用のルールづくりに向けた地域協議の場の設置</p> <p>将来にわたって人と自然がふれあい、海の恵みを育む三番瀬であるためには、生態系や持続可能な漁業への配慮が必要であり、海や浜辺の利用に当たってのルールづくりを進めていく必要があります。</p> <p>そのため、三番瀬の利用実態を調査し、関係団体の利用に対する考え方を整理し、利用者や関係者、関係機関と情報の共有や意見交換などの地域協議の場の設置を図っていきます。</p>

「第8節 環境学習・教育」

【基本計画案第2章第8節】

現在の三番瀬は、人と海とが隔てられ、住民にとって必ずしも近いものではありませんが、三番瀬周辺にある浦安市郷土博物館、行徳野鳥観察舎、ふなばし三番瀬海浜公園、谷津干潟自然観察センター、学校等の施設やNPO等により、個々に環境学習・教育への取組が行われています。

このことから、より広範に多くの人々が参加・体験できるよう、地域の特性を生かし、各年代層の経験や関心に応じた環境学習・教育を行う体制を作り上げていくことが重要です。

そのため、地域全体で主体的に進められるよう、環境学習・教育のための検討組織を設置して、施設の整備や場の提供に取り組むとともに、人材の育成・確保を目指します。

計画事業

事業名	事業内容
環境学習・教育事業 (緊急・早期着手事業)	5か年の目標：三番瀬における環境学習・教育の実施 三番瀬の再生を進めていくためには、より広範に多くの人々が三番瀬に関心を持ち、再生への活動に参加できるようにしていく必要があります。 そこで、地域の特性を生かし、各年代層の経験や関心に応じた環境学習を行う体制を上げるため、学識経験者、地元住民・NPO、教育関係者等からなる「環境学習に関する検討委員会」を設置し、 (1)三番瀬を活用した環境学習の内容 (2)環境学習を担う人材育成のシステムづくり (3)環境学習のための施設のあり方や場の提供などについて検討します。

「第9節 維持・管理」

【基本計画案第2章第9節】

三番瀬は、埋立て等が進み地形や生態系が大きく変化した現在でも、大部分が漁場として活用され、持続的生産の維持努力が払われています。その結果、かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。

このことから、これらを損なうことなく保全していく必要があるとともに、自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。これは自然を相手とする息の長い取組となり、長期的に多くの主体と幅広い世代の参加により進めていくことが重要です。

そのため、漁業者はもとより、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、様々な主体による友好的で広域的なつながりを持つ協働がなされ、三番瀬をふるさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。

また、三番瀬及びその周辺海域の自然環境のモニタリング体制を確立し、水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応できる体制を目指します。

【第1次事業計画の目標】

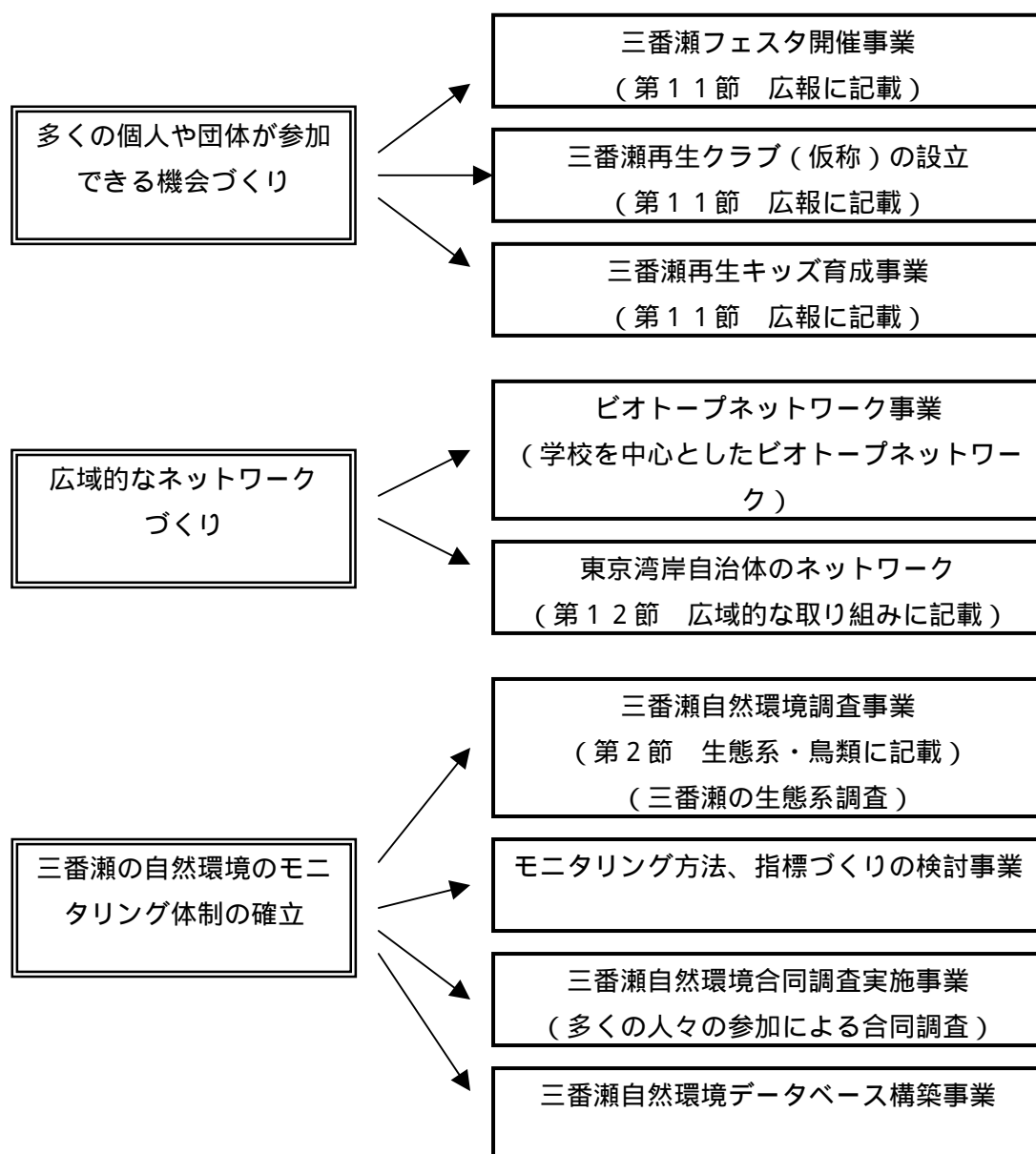
三番瀬の自然環境の再生は、自然を相手とする息の長い取組であり、多くの主体と幅広い世代の参加により進めていくことなどが重要です。

このため、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、様々な主体による友好的な協働がなされるよう、県民・企業・学校等からの参画を募り、三番瀬フェスタの開催、三番瀬再生クラブ（仮称）の設立、三番瀬再生キッズ育成事業を実施します。

また、三番瀬の再生には、河川流域や東京湾との連携が必要なことから、流域のビオトープネットワークや東京湾岸自治体との広域的なネットワークづくりを進めます。

そして、三番瀬及び周辺海域の自然環境調査、モニタリング方法・指標づくりの検討、合同調査、自然環境データベースの構築等を実施し、三番瀬の自然環境のモニタリング体制を確立します。

【施策の体系図】



計画事業

事業名	事業内容
<p>1 ビオトープネットワーク事業 (学校を中心としたビオトープネットワーク)</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>5か年の目標：流域を含めた学校を中心としたビオトープネットワーク計画の策定</p> <p>三番瀬の再生には、流域を含めた住民の活動が必要であり、水循環や生物・生態系を通じた三番瀬を身近に感ずる体験型の環境学習が必要です。</p> <p>このため、学校等を中心として、「上流から三番瀬までの命のつながり」をキーワードとしたビオトープネットワーク計画について、「環境学習に関する検討委員会」の指導を受けながら検討し、策定します。</p>
<p>2 モニタリング方法、指標づくりの検討事業</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>5か年の目標：モニタリング・マニュアルの作成</p> <p>三番瀬の自然環境に関するモニタリング調査を進める場合、調査結果を有効に活用できるようにするには、観察の方法や記録を統一することが必要です。</p> <p>このため、専門家や市民、環境団体によるモニタリングのためのマニュアルを作成し、観察に適した項目やその内容を示します。</p> <p>これにより、三番瀬のモニタリングについて、一定のレベルを保つことや、より多くの人々の参加が期待されます。</p>
<p>3 三番瀬自然環境合同調査実施事業 (多くの人々の参加による合同調査)</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>5か年の目標：自然環境合同調査の実施</p> <p>三番瀬の再生には、多くの人々がいろいろな形で参加できる必要があります。</p> <p>このため、特殊な器具や能力を必要とせず、多少の練習を行えば誰もができ、かつ、一定の水準を備えた調査結果が得られる合同調査を行います。</p> <p>当面は、底生生物を対象として調査を実施します。</p> <p>これにより、三番瀬の自然環境への理解をより深めることが期待されます。</p>

<p>4 三番瀬自然環境データベース構築事業</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5 か年の目標：自然環境データベースの構築及び更新</p> <p>三番瀬の再生に当たっては、三番瀬の環境の現況や推移を的確に把握するとともに、再生事業の実施に係る順応的な管理を行う必要があります。</p> <p>このため、これまでに実施された自然環境に関する調査結果の効率的な活用を目的としてデータベースを構築します。</p> <p>また、構築後は、逐次、データの追加を行うなどの更新作業を行います。</p> <p>データベースの活用により、三番瀬の自然環境に関する評価や再生事業に係る順応的な管理の検討を効率的に行うことができます。</p>
---	--

「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」

【基本計画案 第2章第10節】

三番瀬の再生・保全には、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、専門家、国、県、市等の関係者が連携した息の長い取組が必要です。

この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、再生計画、再生事業、三番瀬の保全・利用に関するルール、三番瀬再生会議の設置等を明確にした条例の制定を目指します。

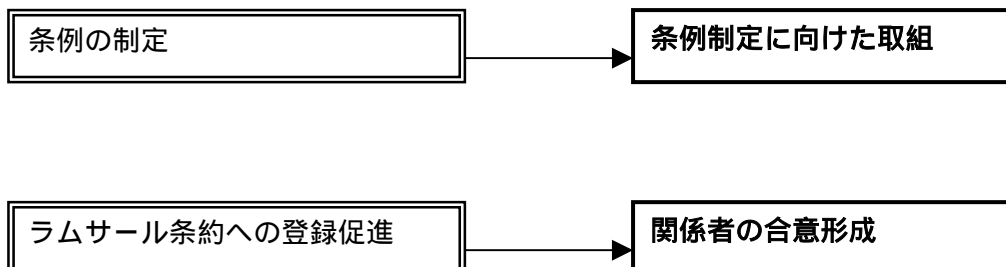
また、三番瀬には、湿地及びその生態系の保護と湿地の賢明な利用を目的とするラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の登録基準を満たす数多くの水鳥が渡ってきます。豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、三番瀬の再生・保全を進めることを目指します。

【第1次事業計画の目標】

三番瀬の再生・保全・利用は、関係者の相互理解のもとに将来にわたってたゆまず取り組んでいくことが重要です。

このため、三番瀬の再生・保全・利用等の枠組みを明確にする条例の制定や谷津干潟と三番瀬との連携を考慮したラムサール条約への登録について、地域住民をはじめ、関係者・関係機関との協議・調整を進めます。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：条例制定に向けた取組</p> <p>東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域の三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の4市に囲まれており、三番瀬の再生・保全・利用には長期的な取組が求められます。将来にわたりその取組を継続的に進めていくためには、基本理念・基本原則、再生計画の策定、再生事業の実施、三番瀬再生会議の設置等を内容とする三番瀬の再生・保全・利用のための条例を制定することが重要です。</p> <p>このため、条例の制定に向けて、既存法令との関係の整理・調整、国・地元市、関係者との協議・調整等に取り組みます。</p>
<p>2 ラムサール条約への登録促進</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：三番瀬のラムサール条約への登録について関係者の合意形成</p> <p>三番瀬は、ラムサール条約の「国際的に重要な湿地の基準(9基準)」のうち、水鳥や魚類等に関する5つの基準を満たしていることが確認されている国際的な価値を有する地域です。</p> <p>また、ラムサール条約が掲げる「賢明な利用」の趣旨は、三番瀬の再生・保全に取り組む上での土台となります。</p> <p>このような国際的な価値を持つ三番瀬がラムサール条約に登録されることは、息の長い再生・保全の取組を継続的に進めていくための関係者の合意のシンボルとして、また、未来の世代につなげるメッセージとしても有効です。</p> <p>このため、三番瀬の再生事業と並行して、ラムサール条約の趣旨を活かした三番瀬の再生・保全・利用についての考え方を共有できるよう、関係機関との連携、関係者との調整を進めます。</p>

「第11節 広報」

【基本計画案 第2章第11節】

これまで、県では三番瀬の自然や円卓会議の取組を幅広く県民に知らせるため、「ちば県民だより」等、既存の広報媒体を使った広報のほか、NPO等の参加や協力を得ながら、新たな広報手段としてインターネットの活用や広報拠点の設置、シンポジウム等の開催等を行ってきました。

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、三番瀬の再生への県民や地域住民の関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。

そのため、地域住民の参加や地域活動の推進、わかりやすい情報や三番瀬を知り、触れ合う機会の提供等に幅広く継続的に取り組み、県民を惹きつける魅力ある広報を目指します。

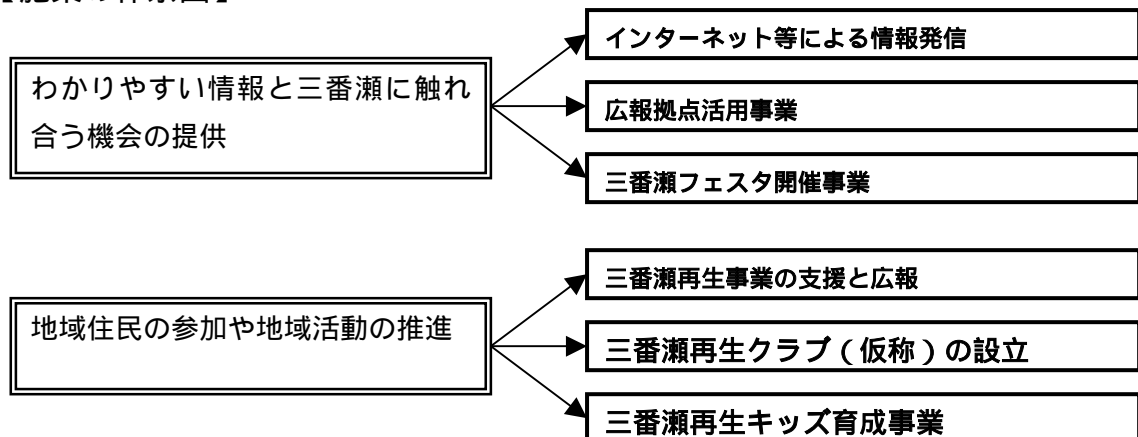
【第1次事業計画の目標】

三番瀬の再生・保全を進めていくためには地域住民をはじめ、幅広い県民の理解と協力を得る必要があることから、県民参加による息の長い活動へとつながるよう魅力ある広報活動に取り組むことが重要です。

このため、インターネット等による情報発信や広報拠点の機能強化、三番瀬に関するイベントを開催します。

また、三番瀬の再生に集う個人や企業等との連携強化、未来の三番瀬の再生を担う子供たちの育成を進めます。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 インターネット等による情報発信</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：わかりやすい情報の発信</p> <p>三番瀬の再生には幅広い県民の理解と協力が必要です。</p> <p>このため、三番瀬に関する各種情報やクリーンアップ活動等の再生に向けた様々な取組について、インターネットや県民だより、テレビ・ラジオによる県の広報番組等を活用して最新の情報を継続的に発信していきます。</p>
<p>2 広報拠点活用事業</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：広報拠点の充実</p> <p>様々な場所で三番瀬を知り、三番瀬に触れることができるよう広報拠点の機能強化を図る必要があります。</p> <p>このため、NPO等と協力し、船橋市にある三番瀬サテライトオフィスの充実等、広報拠点の魅力の向上に継続的に取り組みます。</p>
<p>3 三番瀬フェスタ開催事業</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：三番瀬フェスタの開催</p> <p>三番瀬の再生は息の長い取組として継続的に取り組んでいくことが必要です。</p> <p>このため、三番瀬の状況を多くの方に紹介し、再生への理解と参加を促すため、NPO等が開催する三番瀬フェスタの開催を支援し、地域活動としての定着を図ります。</p>
<p>4 三番瀬再生事業の支援と広報</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>5か年の目標：NPOによる再生事業への支援と県民参加に向けた広報</p> <p>三番瀬の再生には、地域活動の担い手の育成とそれらの地域活動へ多くの地域住民・県民が参加し、協働して取り組んでいくことが必要です。</p> <p>このため、NPOによる多様な再生事業への取組を支援し、県民参加を促す広報を行います。</p>

<p>5 三番瀬再生クラブ（仮称）の設立</p> <p>（緊急・早期着手事業）</p>	<p>5か年の目標：三番瀬再生クラブ（仮称）の設立</p> <p>三番瀬の再生を推進していくためには、再生に関心を持って、活動に取り組む個人や企業等との連携が必要です。</p> <p>このため、より多くの県民参加のもとに三番瀬の再生を進めていくため、地域の住民・企業をはじめ県民や県内企業等が集う三番瀬再生クラブ（仮称）の設立を目指します。</p> <p>これにより、三番瀬の再生に対する県民の理解が深まるとともに、再生活動の輪の広がりが期待されます。</p>
<p>6 三番瀬再生キッズ育成事業</p> <p>（緊急・早期着手事業）</p>	<p>5か年の目標：三番瀬再生キッズへの支援</p> <p>三番瀬の再生には世代を超えた息の長い取組が必要です。</p> <p>このため、地域の子供たちが三番瀬に愛着を持って関わり、その活動を自ら情報発信していくように地元市の小学生を対象として三番瀬の再生に関わる自主活動を支援します。</p> <p>これにより、将来の三番瀬の再生を担う子供たちの環境や自然の重要性に対する理解が深まることが期待されます。</p>

「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」

【基本計画案第2章第12節】

三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています。

このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です。

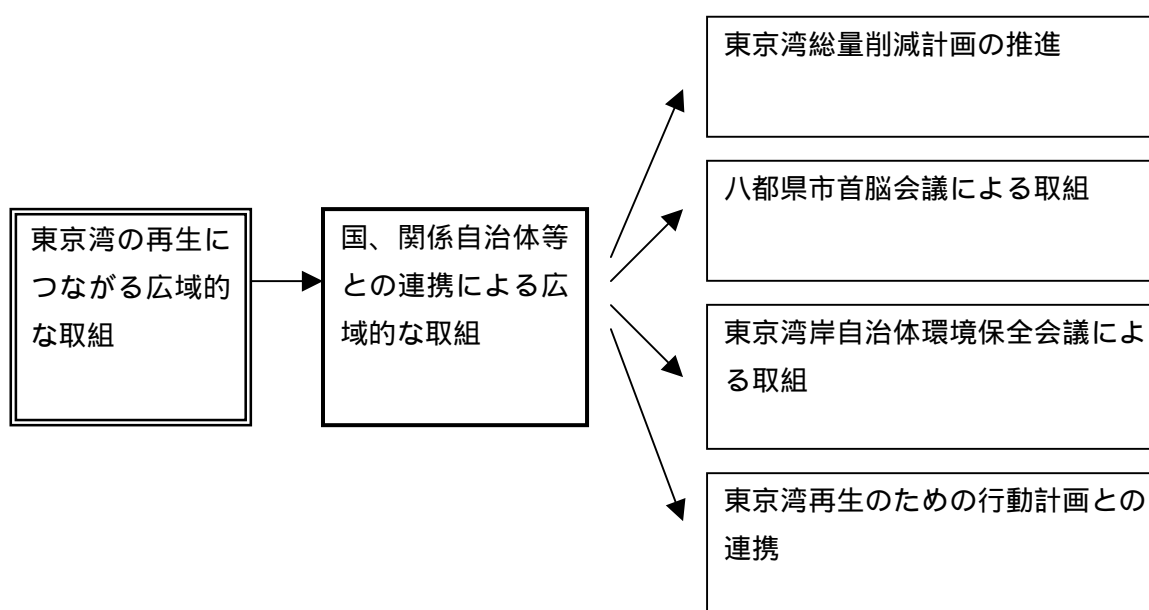
そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します。

【第1次事業計画の目標】

三番瀬の再生を通じて、東京湾の再生につながる関係自治体等との連携による広域的な取組へと結びつけていくことが重要です。

このため、一都三県、八都県市首脳会議による連携や、東京湾岸自治体の活動などをおして、東京湾の水質改善の取組や流域住民への啓発・イベント等を継続して実施していきます。

【施策の体系図】



計画事業

事業名	事業内容
国、関係自治体等との連携による広域的な取組	<p>5か年の目標：東京湾の再生につながる広域的な取組</p> <p>東京湾は、河川等を通じてもたらされる窒素、りんなどによる富栄養化が著しく、赤潮や青潮が発生するなど、湾全体の問題となっています。</p> <p>このため、東京湾の再生には、汚濁負荷量の削減による流入河川の水質改善をはじめとするさまざまな対策が必要であり、これまで以上に河川流域や東京湾周辺の自治体と連携して、広域的な取組を行います。</p> <p>(1) 東京湾総量削減計画の推進 一都三県が連携し、水質汚濁防止法に基づき、策定した東京湾総量削減計画により、化学的酸素要求量(COD)、窒素、りんの負荷量の削減を進めていきます。</p> <p>(2) 八都県市首脳会議による取組 八都県市首脳会議の水質改善専門部会では、これまで、国の環境関連の法整備にさきがけて、東京湾の富栄養化防止対策等を実施してきたところですが、引き続き、東京湾の必要な水質改善対策について、取り組んでいきます。</p> <p>(3) 東京湾岸自治体環境保全会議による取組 東京湾岸自治体(1都2県6区15市3町)では、東京湾の水質改善等を図ることを目的に、研修会や湾岸住民への環境保全に係る啓発・イベント等を、実施します。</p> <p>また、東京湾岸自治体を媒体としたネットワークの活用により、広域的な環境保全への取組や水質情報の収集などを行います。</p> <p>(4) 東京湾再生のための行動計画との連携 国土交通省などの関係省庁や関係都県市において策定された行動計画に基づき、陸域負荷削</p>

<p>(継続的事業)</p>	<p>減策、海域における環境改善対策などを、実施 します。</p>
----------------	---------------------------------------

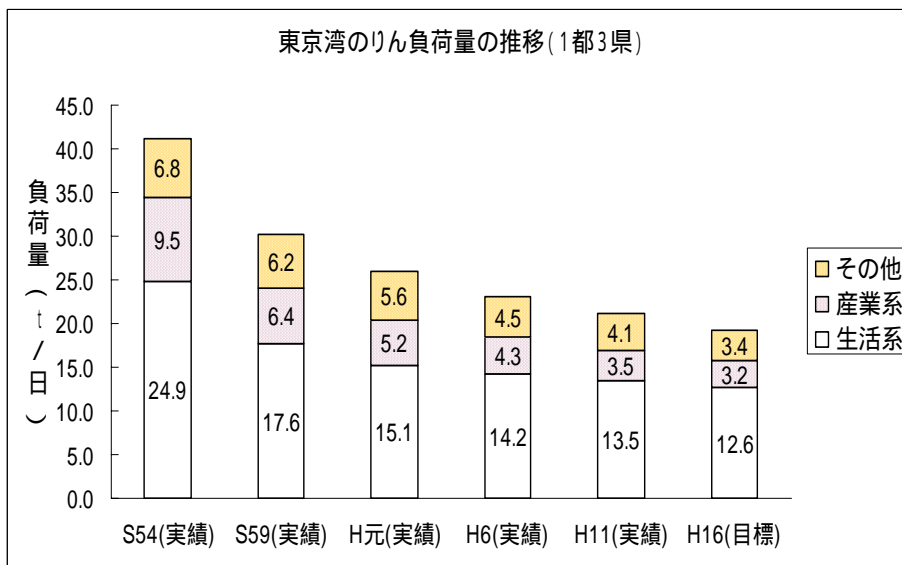
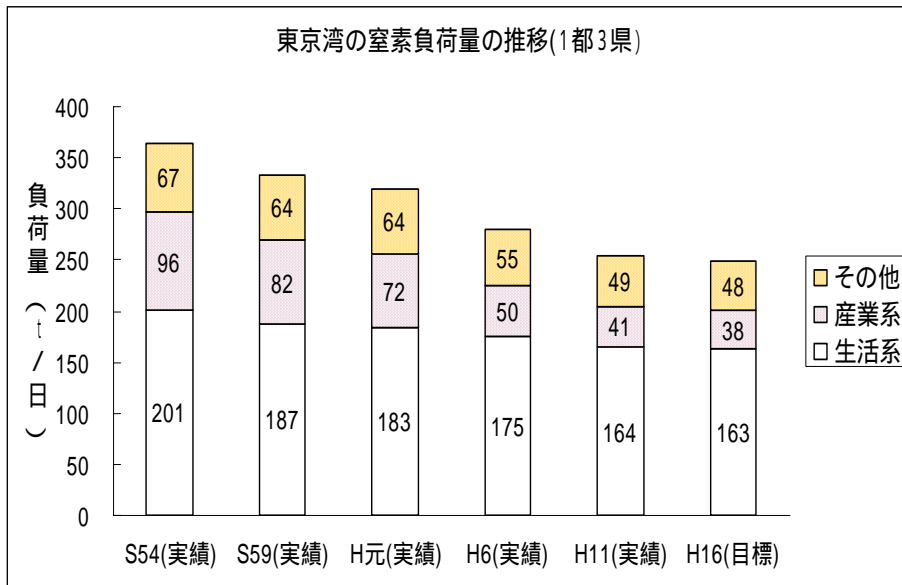


図 2 - 1 2 - 1 東京湾に流入する汚濁負荷量の経年変化
(1都3県合計)